

浜松市週休2日制工事（土木工事）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する土木工事において費用を適切に計上し、週休2日を確保する工事（以下、「週休2日制工事」という）の実施にあたり、必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 「週休2日制工事」の対象は、市長事務部局が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、次の号に掲げる工事は対象外とする。

- （1）当初設計金額400万円以下の工事
- （2）施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事
- （3）通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等
- （4）発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

なお、（4）により対象外として発注した工事については、契約後、現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じて対象とすることができる。

（用語の定義）

第3条 本要領において用いる用語は次のとおりとする。

（1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（3）現場閉所

対象期間において、現場事務所で事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（4）現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合現場閉所日数対象期間日数で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上とする。

（5）完全週休2日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。

(6) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(7) 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

(8) 4週8休以上（港湾工事積算基準書により積算する工事の場合

工事着手日以降の最初の土曜日又は月曜日を起算日とし、4週間を1期間とした時、1期間内に土日祝日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

（発注）

第4条 発注者指定型により発注する。

(1) 発注者指定型

浜松市週休2日推進工事（土木工事）特記仕様書（発注者指定型）（別紙1）を添付し、完全週休2日（土日）（治山林道必携）により積算する工事の場合は月単位の週休2日、港湾工事標準積算基準書により積算する工事の場合は4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

（実施方法）

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表（別紙2を参考とする）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰することができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め現場閉所率について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。
- (4) 上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。

（費用の計上）

第6条 別に定める「浜松市週休2日制工事（土木工事）の積算について」に基づき、費用の計上を行うものとする。

(入札公告)

第7条 発注者は、週休2日制工事を実施する場合、入札公告において「週休2日を確保する工事」であることを明記する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

この要領は、令和4年2月1日より施行する

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

この要領は、令和5年11月1日より施行する。

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

この要領は、令和6年10月1日より施行する。

この要領は、令和7年10月3日より施行する。

【発注者指定方式の場合】

浜松市週休 2 日制工事（土木工事）特記仕様書

本工事は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する工事（発注者指定方式）である。

第 1 条 目的

本特記仕様書は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する建設工事の土木工事において、週休 2 日を確保する工事（以下、「週休 2 日制工事」という）の実施に伴い必要となる費用を適切に計上することで、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第 2 条 用語の定義

本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

（1）週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（3）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（4）現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。
現場閉所率が 28.5%以上の場合を 4 週 8 休以上とする。

（5）完全週休 2 日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行った認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。

（6）月単位の週休 2 日

対象期間の全ての月において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(7) 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

(8) 4週8休以上（港湾工事積算基準書により積算する工事の場合）

工事着手日以降の最初の土曜日又は月曜日を起算日とし、4週間を1期間とした時、1期間内に土日祝日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

第3条 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。
なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4条 費用の計上

別に定める「浜松市週休2日制工事（土木工事）の積算について」に基づき、費用の計上を行うものとする。